

長野市生ごみ減量アドバイザー派遣事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、地域の自治会、公民館、市民団体等（以下「市民団体等」という。）が主催する生ごみ減量に関する学習会等（以下「生ごみ減量講座」という。）に、生ごみ減量アドバイザーを講師として派遣することにより、生ごみの減量や生ごみの自家処理を推進するとともに、ごみ減量やリサイクル意識を高めることにより、持続可能な循環型社会の構築を目的とする。

(派遣の対象)

第2 生ごみ減量アドバイザーを派遣することのできる市民団体等は、原則として市内に在住、在勤又は在学する者で構成する団体とする。

2 生ごみ減量講座は、市内で行うこととし、その場所については、生ごみ減量講座を受講する市民団体等の責任において確保するものとする。

(講座の内容)

第3 生ごみ減量講座は、ごみ処理の現状、食生活における生ごみの発生抑制（エコ・クッキング）、生ごみのたい肥化等のさまざまな生ごみの減量について、市民団体等の要望により実施するものとする。

(登録)

第4 市長は、家庭から排出される生ごみの減量、たい肥化等に関する知識や技術を有し、その解説や実践指導ができる者を生ごみ減量アドバイザーとして登録する。生ごみ減量アドバイザーの登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(派遣の申込み)

第5 生ごみ減量講座を受講しようとする市民団体等の代表者（以下「代表者」という。）は、当該講座の開催日の10日前までに、長野市生ごみ減量アドバイザー派遣申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(決定及び報告等)

第6 市長は、第5の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、生ごみ減量アドバイザーを派遣することが適当と認める場合、派遣する生ごみ減量アドバイザーを選定した上で、代表者に長野市生ごみ減量アドバイザー派遣決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の決定について条件を付けることができる。

3 生ごみ減量アドバイザーは、生ごみ減量講座終了後、速やかに長野市生ごみ減量アドバイザー派遣完了報告書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(講師の派遣の制限)

第7 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、講師を派遣せず、又は開催中であっても生ごみ減量講座を中止するものとする。

(1) 政治、宗教、企業等の団体・グループが支持者の確保若しくは会員の勧誘又は顧客を集めること等を目的としているとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(3) 生ごみ減量講座の目的に反するおそれがあるとき。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成17年7月13日長野市告示第 472号)

この要綱は、平成17年7月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の長野市生ごみ減量アドバイザー派遣事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる生ごみ減量アドバイザーの派遣の申込みから適用し、同日前に行われた生ごみ減量アドバイザーの派遣の申込みについては、なお従前の例による。